

令和6年度

奨学金を利用している薬学生・薬剤師の皆さんへ

山形県病院薬剤師 奨学金返還支援事業



山形県では、病院薬剤師の
奨学金返還を支援※します！

※ 山形県内の病院に就職し、奨学金を返還した場合、返還に要した額を山形県が支援（貸与）します。支援（貸与）した額は、山形県内の病院で一定期間勤務すれば返還免除となります。

支給額

年間
最大

60万円×最大6年間＝最大360万円

定員
20名
程度

募集
期間

令和5年

9月1日（金）～11月30日（木）

お問
い合
わせ

山形県健康福祉部 健康福祉企画課 薬務担当

（〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1）

TEL 023-630-2333 E-MAIL y-yakumu@pref.yamagata.jp

山形県
Web
サイト

https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/yakuji/yakuzais_hikakuho/index.html

山形県 



山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業について

Q どのような人が応募できますか？

A 以下のすべてに当てはまる方が対象となります。

- ・ 薬剤師免許を取得している又は令和5年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること。
- ・ 新たに山形県内の病院に薬剤師として勤務する意志を有しており、かつ、申込時点において、山形県内で薬剤師として勤務していないこと。
- ・ 大学等在学中に奨学金*の貸与を受け、返還残額があること。また、奨学金返還が開始している場合、返還の滞納がないこと。

※ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金や、その他の貸与型奨学金のうち知事が適当と認める奨学金が対象となります。

Q 山形県内の病院に内定をもらってなくても申請できますか？

A 今回は、貸付予定者の応募なので、山形県内の病院薬剤師を検討している方は申請できます。その後、山形県内の病院に勤務された方は貸与者申請を、勤務されない場合は、辞退届を出していただくことになります。

Q 支援金の額や支援を受けられる期間はどのようになっていますか？

A 支援額は、その年度に返還した奨学金の総額と同額です。ただし、病院勤務月数×5万円が上限となります（年間最大60万円）。

支援を受けられるのは、大学等の在学中に奨学金の貸与を受けていた年数と同じ期間です。ただし、上限は6年間です。

支援対象者（貸与者）として決定された場合、支援金は、毎年1月頃にその年度分が一括で支給されます。

Q 支援金の支給を受けた場合、返還の必要はありますか？

A 支援金の支給は、山形県からの貸与として行われますが、県内の病院に就職後、勤務した期間が支援金の支給を受けた期間の1.5倍の期間に達した場合、支援金の返還義務は全額免除されます。例えば、支援金の支給を6年間受けたときは、県内の病院に9年間勤務すれば、返還義務は免除となります。

ただし、自己都合により病院勤務を辞めた場合など、本事業の目的を達成する見込みが無くなったと認められるときは、所定のルールにより返還していただく必要があります。

貸与者決定までの流れ

令和5年度

令和6年度

応募

9~11月

（面接等）
選考

12月

貸付予定者
決定

1月

薬剤師
国家試験

2月

就職

4月頃

貸与者
申請

貸与者
決定

5月頃

詳しくは

山形県 病院薬剤師奨学金返還支援

検索